

【 新1年生：奨学のための給付金の前倒し給付について 】

「奨学のための給付金（新入生に対する前倒し給付金）」の受給申請手続きについてのご案内を新1年生全員に配付しました。

前倒し給付金とは、新入生の授業料以外の教育費の負担軽減のため、「奨学のための給付金」のうち、年額の1/4相当を前倒しで支給する制度で、返済は不要です。

対象は令和5年4月入学の新1年生で、

保護者全員が ①令和5年4月1日現在 生活保護受給世帯

または ②令和4年度 非課税世帯 です。

※該当しない方の提出は不要です。

詳細は 6/2 に配付しました案内(緑色)をご確認の上、該当者で申請を希望される方は学校事務室に申請書を取りに来てください。

学校への提出締切は、6月13日(火) 期日以降は通常申請になります。